明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第八条の六第一項、第二項第一号及び第七項中「、第四十二条の十二の三第五項」を削る。

第八条の九第一項中「、第六十八条の十五の四第五項」を削り、同条第二項第一号中「、第四十二条の十二の三第五項」及び「、第六十八条の十五の四第五項」を削る。

第八条の十第一項、第八条の十三第一項、第八条の十七第一項、第八条の二十第一項及び第八条の二十三第一項中「、第四十二条の十二の三第五項」を削る。

第二十条の三第一項の表法人税法第五十九条第四項の項の次に次のように加える。

租税特別措置法第六十六条の十一の四第一項	において法人税法	において地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法人税法（以下この条において「読替え後の法人税法」という。）	
租税特別措置法第六十六条の十一の四第一項第一号	租税特別措置法	同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた租税特別措置法	
租税特別措置法第六十六条の十一の四第二項第一号	法人税法	読替え後の法人税法	
租税特別措置法第六十六条の十一の四第二項第一号イ	（法人税法	（読替え後の法人税法	
	、第五項又は第九項	又は第五項	
	、同法	、読替え後の法人税法	
	により同法	により読替え後の法人税法	
	及び同法	及び法人税法	
租税特別措置法第六十六条の十一の四第二項第一号ロ	法人税法	地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法人税法	
租税特別措置法第六十六条の十一の四第二項第一号ハ	損金の額	損金の額又は個別帰属損金額（法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額をいう。）	
租税特別措置法第六十六条の十一の四第二項第一号ニ	前項	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前項	
租税特別措置法第六十六条の十一の四第二項第二号イ	法人税法	読替え後の法人税法	
租税特別措置法第六十六条の十一の四第二項第二号ロ	前項	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前項	

租税特別措置法第六十六条の十一の四第三項	前二項	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前二項
租税特別措置法第六十六条の十一の四第三項第一号	各連結事業年度で第六十八条の九十六の二第一項第一号	各事業年度（連結事業年度に該当する期間に限る。）で地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第一項第一号
	欠損控除前連結所得金額	欠損控除前所得金額
	連結事業年度が	事業年度が
	連結事業年度を第一項第一号	事業年度を同条第一項の規定により読み替えられた第一項第一号
租税特別措置法第六十六条の十一の四第三項第二号	法人税法第八十一条の九第六項に規定する連結欠損金個別帰属額（同条第二項の規定により連結欠損金額とみなされた金額（同項第一号イに規定する災害損失欠損金額及び同項第二号に定める金額に係る金額に限る。）に係るものその他政令で定める金額を除く。）で同法第五十七条第六項	個別欠損金額（地方税法第七十二条の二十三第四項に規定する個別欠損金額をいう。以下この号及び次号において同じ。）（読替え後の法人税法第五十七条第二項の規定により当該認定事業適応法人の個別欠損金額とみなされたものを除く。）で同条第六項
	及び同法	及び読替え後の法人税法
	により同法	により読替え後の法人税法
	前項第一号	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前項第一号
租税特別措置法第六十六条の十一の四第三項第三号	連結事業年度で第六十八条の九十六の二第一項	事業年度（連結事業年度に該当する期間に限る。）で地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第一項
	連結事業年度に	事業年度に
	連結欠損金額	個別欠損金額
	同条第二項	同条第二項の規定により読み替えられた前項
	及び個別超過控除対象額の合計額のうち	のうち
	同号ロ	同条第一項の規定により読み替えられた前項第二号ロ